

富里市子ども読書活動推進計画

平成19年3月

富 里 市

富里市子ども読書活動推進計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	子どもの読書活動の現状	1
2	子どもの読書活動の意義	2
第2章	富里市子ども読書活動推進計画の基本的方針	2
1	計画策定の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画推進の柱と施策の方向	3
第3章	子どもの読書活動のための具体的な取組み	5
1	家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	5
(1)	家庭における子どもの読書活動の推進	5
①	ブックスタート	5
②	子育て支援センターでのわらべうたと絵本の親子おはなし会	6
③	乳幼児向け、青少年向けの図書コーナーの整備	6
④	ふれあい講座（絵本の選び方、出張おはなし会）	6
⑤	家庭教育学級等の事業との連携	6
⑥	団体貸出	7
⑦	ブックリストの配布	7
⑧	浩養小学校市民図書室の開室	7
(2)	市立図書館における子どもの読書活動の推進	7
①	おはなし会	8
②	ブックトリップ ～本の旅～	8
③	図書の展示	8
④	としょかんたんけんたい	9
⑤	一日としょかんいん	9
⑥	春休みかがくあそび教室	9
⑦	しゅくだいチャレンジルームの開設	9

⑧図書館見学	9
⑨職場体験学習	10
⑩調べ学習への支援	10
⑪ブックリストの配布	10
⑫出張おはなし会（ふれあい講座・ボランティア）	10
⑬学校図書館司書・市立図書館児童担当職員連絡調整会議	11
⑭よむよむ便	11
⑮団体貸出	11
⑯学校訪問	11
⑰児童資料の充実	12
⑱児童担当職員の資質向上	12
⑲学校図書館資源共有ネットワーク推進事業による各事業展開	12
(3) 公民館や学童保育などにおける子どもの読書活動の推進	12
①こうみんかんサルビア文庫での児童書の提供	13
②保健センター健康診査時の児童書の絵本等の提供	13
③学童保育での読書の推進	13
④子育て支援センターでのわらべうたと絵本の親子おはなし会	13
(4) ボランティアとの連携・支援	13
①ボランティアの育成・活動の場と機会の提供	14
②図書館ボランティア「もりのなか」勉強会	14
③団体貸出	14
(5) 学校等における子どもの読書活動の推進	15
①学校図書館資源共有ネットワーク推進事業による各事業展開	15
②学校図書館支援センター推進事業	15
③障害のある子どもの読書活動の推進	15
④学校図書館司書・市立図書館児童担当職員連絡調整会議	16
⑤幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進	16
⑥児童生徒の読書習慣の確立	16
⑦学校関係者の意義の高揚	16
⑧家庭・地域との連携による読書活動の推進	16
2 子どもの読書環境の整備・充実	17
(1) 地域における子どもの読書環境の整備	17

①浩養小学校市民図書室の児童資料の充実	17
②児童資料の充実	17
③児童への直接サービスの充実	18
④調べ学習や総合的な学習への支援	18
⑤児童担当職員の資質向上	18
(2) 学校図書館等の整備・充実	18
①職員等の資質の向上	19
②情報化の推進	19
③ボランティアの活用・推進	19
④調べ学習への支援	19
⑤学校図書館資源共有ネットワーク推進事業による各事業展開	20
⑥「推奨図書100さつ」を活かした事業展開	20
3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	20
(1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	20
①「子ども読書の日」に係る展示や「おはなし会」の実施	21
②「こどもの日」の祝日開館	21
③「市立図書館開館記念日」に因んだ事業の充実	21
④広報紙等による理解の促進	21
4 推進体制の整備	22
(1) 推進体制の整備	22
①「子どもの読書活動推進計画」に基づく事業の実施	22
②継続的な読書活動推進のための体制整備	22

第1章 はじめに

昨今の情報化社会の到来により、私たちを取り巻く生活において様々な変化を及ぼしている。

このことは、子どもたちにも様々な影響を与えるとともに、その興味や関心にも変化を及ぼし読書離れに拍車をかけている。

国は、平成11年8月、子どもの読書活動を支援するため平成12年を「子ども読書年」とする旨、国会において決議がなされた。

また、平成13年11月には、子どもの読書活動推進のための取組を進めるため、議員立法による法案が国会に提出され、同年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

さらに、平成14年8月には国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定され、平成15年3月には千葉県の「千葉県子どもの読書活動推進計画」が策定、公表された。

本市では、国、千葉県等が策定したこれらの計画を基に、本市の状況等を踏まえて子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を推進するため、「富里市子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動推進に関する施策を総合的に推進する。

1 子どもの読書活動の現状

平成17年3月に市内の小中学生を対象とした学校図書館利用に関する意識調査(富里市教育委員会)を実施した。この調査によれば、

- (1) 本を読むことについての「好き」「嫌い」では、小中学生では80%前後の人が「好き」と回答しているが、逆に「嫌い」は学年が上がるごとに増加傾向であった。
- (2) 学校図書館の「利用頻度」では、低学年ほど利用頻度が高いことが判明した。
- (3) 市立図書館に「行かない理由」調査では、「図書館まで遠いから」が最も多く50%を超えており、次に「図書館に行く必要がないから」が43.9%であった。

市立図書館では、開館した平成15年3月以降は「おはなし会」を毎週土

曜日に実施するとともに、ブックリストの作成や学校への本の読み聞かせ出前講座、ブックスタート、ブックトリップ、しゅくだいチャレンジルーム、一日としょかんいんなどの事業を展開してきた。

また、小中学校には調べ学習などに対応できるように長年読み継がれている質の高い児童書や青少年向けの良書を市立図書館から提供し、資料の充実と読書の動機付けを図っている。

2 子どもの読書活動の意義

子どもの生活全体を見直し「ゆとり」を確保する中で、学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ生活体験や社会体験、自然体験など様々な活動を経験させ、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育むため、平成14年度から完全学校週5日制が実施された。

こうした中で、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につける上で欠くことができないものであり、子どもの健やかな成長にとって大変重要である。

第2章 富里市子ども読書活動推進計画の基本的方針

1 計画策定の目的

国では、子どもの読書活動推進のための取組を進めていくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。同法第9条第2項中において、市町村は子どもの読書活動の推進に関する施策として計画の策定を求める努力義務が表記されている。

こうした中で、本市ではこの趣旨に基づき子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を図っていく必要があり、そのため本市の読書活動推進に係る施策を総合的に推進するための指針として本推進計画を策定する。

2 計画の期間

平成19年度から5か年とする。

3 計画推進の柱と施策の方向

「富里市子ども読書活動推進計画」の策定に当たっては、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」で示した子どもの読書活動の推進に関する3項目を基本方針とするとともに、計画推進の柱と施策の方向を次のように示す。

【基本方針】

- ア 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- イ 家庭，地域，学校を通じた社会全体での取組の推進
- ウ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

【計画推進の柱と施策の方向】

- (1) 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
 - ① 家庭における子どもの読書活動の推進
 - ② 市立図書館における子どもの読書活動の推進
 - ③ 公民館や学童保育などにおける子どもの読書活動の推進
 - ④ ボランティアとの連携・支援
 - ⑤ 学校等における子どもの読書活動の推進
- (2) 子どもの読書環境の整備・充実
 - ① 地域における子どもの読書環境の整備
 - ② 学校図書館等の整備・充実
- (3) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
 - ① 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及
- (4) 推進体制の整備
 - ① 推進体制の整備

*各事業について

計画の全体像をわかりやすくするため、いくつかの事業を重複掲載している。

第3章 子どもの読書活動のための具体的な取組み

1 家庭・地域・学校を通じた子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

<施策のねらい>

子どもに「本を読む力」を身につけさせるためには、幼少の頃から周囲の大人が子どもたちに読み聞かせや声かけを通して、子どもの感性や想像力を育む必要がある。

家庭においては、親が読み聞かせをし子どもと一緒に本に触れるひと時を持つなど読書を日常的なものとして、読書の楽しさ・大切さを理解させるとともに読書に対する興味や関心を持たせることが読書を習慣づける有効な手立てとなる。

そのため、子どもの成長に応じて本との出会いの機会を増やしていきけるよう、その機会の拡充に努める。

<施策の方向>

家庭や地域で子どもに読み聞かせの機会や、読書を楽しめる機会を提供していきけるように、生涯学習や家庭教育などの講座・研修会などの機会を通して、読み聞かせの機会や読書の必要性、その理解を図る。

【事業展開】

①ブックスタート

市立図書館・健康推進課・社会福祉課・市民課、そして図書館ボランティア「もりのなか」が連携して、保健センターで行われる4か月児健康診査の際に、絵本の読み聞かせと子育て応援ブックなどが入ったブックスタートパックを手渡し、親子のふれあいの大切さや、子どもが絵本と出会う「きっかけ」となる事業を実施してきた。

今後は、平成17年度から平成18年度に実施した1歳6か月児健康診査時での保護者へのアンケート調査をもとに、ブックスタートの効果や影響について検証し今後の事業に役立てる。

なお、平成19年度からは、ブックスタート時に「わらべうた」を導入

する。

②子育て支援センターでのわらべうたと絵本の親子おはなし会

市立図書館では、子育て支援センター（平成18年8月開設 社会福祉課担当）において、毎月第3木曜日に主にブックスタート年齢（4か月児）以上の乳幼児を対象に、親子で楽しむおはなし会を実施している。

今後も、わらべうたや手遊びを含めた絵本の読み聞かせを通して、子供たちには読書の楽しさを、保護者にはその大切さを伝えていく。

③乳幼児向け、青少年向けの図書コーナーの整備

市立図書館に0～2歳児を対象とした「赤ちゃん絵本」を用意し、親子が自由な体勢でゆったりと絵本やわらべうたに親しむことができるようにカーペットコーナーを設置している。

また、中学・高校生を対象にティーンズコーナーを設け、進路や生き方に関する図書や読み物を揃えるとともに、「ご意見板」（掲示板）を設置し、中学・高校生の意見交流の場となるよう環境の整備に努めてきた。

今後も市立図書館は、その利用者の求めに応えられるようにその整備に努める。

④ふれあい講座（絵本の選び方、出張おはなし会）

本市では図書館担当の出前講座として、おはなし会を体験する「おはなしの世界へようこそ」（児童～一般向け）と子どもの本の選び方と読み聞かせについての「本はともだち」（一般向け）の2講座を実施してきた。

今後、学童クラブや幼児サークル等への出前講座とともに、その対象やその講座の拡大に努め子どもの読書機会の拡充に繋げる。

⑤家庭教育学級等の事業との連携

家庭教育学級事業では、読書活動を通して子どもの健全育成を図る目的から、子育て中の親を対象とした図書館見学や読み聞かせ講座等により子どもの読書活動の推進と働きかけをしてきた。

平成17年度には、国際子ども図書館の見学を行い、世界の児童書や国が設置した児童図書館を見学することで視野を広める機会とした。

また、本市でのふれあい講座として市立図書館では、児童から一般向けとしては「おはなしの世界へようこそ」を、一般向けには子どもの本の選び方と読み聞かせについての「本はともだち」の2講座を行ってきた。

今後、この講座の活用を通して、家庭における子どもの読書活動の推進

に役立てていく。

⑥団体貸出

現在、市立図書館では、市内の学校、官公署、社会教育関係団体、法人等に図書の貸出ができるが、その多くは学校に貸出を行ってきた。

その内容は、学校からの申込みにより各教科や学校行事等に関連する本を希望日まで貸出するものから、学校等で活動されているボランティア団体等に、大型絵本や団体貸出用図書の貸出を行うものまでである。

今後は、学校以外の学童クラブや保健センターなどの子どもと親が集う施設への団体貸出についても積極的な働きかけを行い、その利用に繋がれるように、その啓発と子どもの読書環境の整備に努める。

⑦ブックリストの配布

市立図書館では、子どもの本の利用を促すため、新学期の5月第2週には小・中学校の新1年生を対象に「ブックリスト」を作成し配布してきた。

また、夏休み前の7月第2週には図書館からの行事等のお知らせ、学年別のお薦め本の紹介、マナーを含めた図書館の利用方法等を掲載したものを全児童・生徒に配布するとともに、平成17年度には幼児から中学生向けの「推奨図書100さつ」を選定し、お薦めしたい本として市内の子どもたちに啓発を進めてきた。

今後も、ブックリストの配布を通し、子どもの読書活動の推進を図る。

⑧浩養小学校市民図書室の開室

平成18年9月に市立図書館のサービスポイントとして新たに浩養小学校市民図書室を開室した。その特色としては蔵書の多くを児童書とし、浩養小学校や地域の子どもの読書活動の推進を図るものである。

今後、学校図書館との連携を通して子どもの読書機会の拡充に努める。

(2) 市立図書館における子どもの読書活動の推進

<施策のねらい>

図書館は、子どもにとって読書の楽しさを実感し、本を通して知識を得ることが自由にできる場所である。「おはなし会」、「図書の展示」、「子どもの読書に関する事業」等は、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしてきた。

こうした事業を通して、読書の楽しさ、大切さを子どもたちに理解させら

れるよう努める。

<施策の方向>

子どもが読書に親しむ契機となるように、子どもの読書機会の提供とともに、子どもが自主的な読書活動を推進していけるように子どもの読書環境の整備を図る。

市立図書館では児童担当職員の資質の向上として研修等へ積極的な参加ができるように機会の拡充に努めるとともに、「子どもの読書活動」を推進していけるように児童資料の整備を図る。

また、市立図書館と市内の学校、他の類縁施設との連携を図り、子どもが身近で豊かな読書体験ができるように児童サービスの充実や子どもの読書活動の推進に努める。

【事業展開】

①おはなし会

毎週土曜日2時から20分程度「4歳以上の子ども」を対象に担当職員による絵本の読み聞かせと素話を行ってきた。

また、毎年4月23日の「子ども読書の日」には記念おはなし会を実施するとともに、夏・冬には対象年齢を分けて（4歳～小学校1年生、小学校2年生以上）「なつ・ふゆのおはなし会」として、学校図書館司書の協力を得て実施してきた。

この事業を通して、本と触れ合い、絵本や昔話の楽しさや大切さを体験する機会として今後も提供していく。

②ブックトリップ ～本の旅～

夏休みから読書週間の10月終わりにかけて、市立図書館発行のブックリスト「本はともだち」（全児童・生徒対象）を使った本のスタンプラリーを実施してきた。事業初年度の平成17年度は、小・中学生90名が達成し、表彰された。

今後、市立図書館ではその読書活動の広がりをさらに推進する。

③図書の展示

市立図書館では、展示コーナー(児童)に子どもたちの読書の動機づけとなるよう、年間計画を立て時期や季節に合った図書の展示を行ってきた。(テ

ーマ展示については、学校図書館と合わせている。)

また、児童コーナーのカウンター脇ではミニ展示として、普段あまり借りられない本や話題の本などを展示してきた。

今後、図書の展示については、子どもたちの興味や関心を高められるように啓発と工夫に努める。

④としょかんたんけんたい

としょかんたんけんたいは、小学生を対象として夏休み期間中に、普段見られない市立図書館の書庫やブックポストなどを、クイズを解きながら探検し、子どもたちが楽しみながら図書館に対する理解や親しみを得られるように実施してきた。

今後もこの事業を通して、子どもたちの市立図書館に対する興味や関心を高め、理解を深める機会として充実に努める。

⑤一日としょかんいん

小学校3年生から中学生を対象に、夏休み期間中に図書館の仕事を体験してもらう事業で、修了者には館長から修了証を授与している。

今後も、市立図書館の仕事や図書館員への興味や関心を高め、理解を深める機会として充実に努める。

⑥春休みかがくあそび教室

簡単な工作や実験を通して、かがくの本に親しんでもらうことを目的として、実験や工作の本の貸出が比較的少ない春休みに毎年実施してきた。

この事業を通して、子どもたちに比較的利用の少ない科学関係の図書資料への興味や関心を高め、幅広い図書への関心と利用に努める。

⑦しゅくだいチャレンジルームの開設

しゅくだいチャレンジルームは、市立図書館が夏休み期間中に子どもたちが調べ学習や自由研究等をグループで効率的に実施できるよう、研修室と団体貸出用図書を提供している事業である。

この事業を通して、調べ学習や自由研究等の効率化、図書館資料の利用と活用を一層、推進していく。

⑧図書館見学

各小学校からの見学（社会科見学・まちたんけん）については、市立図書館を理解する機会として、積極的に受け入れてきた。人数や時間、内容

等を事前打合せし、プログラムを作成の上、館内の案内や本の探し方、図書館に対する質問、おはなし会などを実施している。

この事業を通して、市立図書館の理解と利用促進、市立図書館の効果的な活用に繋がるように積極的にPRに努めてきた。

今後は、学校の図書館見学が市内の全各学校に広げていくとともに、その利用も学校以外の社会教育団体へ広げていく。

⑨職場体験学習

中学生・高校生の職場体験（インターンシップ）については、市立図書館のカウンター業務を始め、本の装備や受け入れ作業、児童サービスなどを図書館職員として実際に体験し、その理解や関心を高めてきた。

今後、市立図書館では子どもたちの職場体験がより効果的に実施できるよう、プログラム内容の充実等に努める。

⑩調べ学習への支援

図書館への来館による調べ学習については、事前に依頼者との内容等を打合せの上、図書館研修室の利用と団体貸出用図書提供、開架用図書への案内により対応してきた。

学校における調べ学習は、テーマ等を事前に協議の上、団体貸出として各学校に図書資料を提供しているが、学校図書館司書との連携を密にし、市内の学校間における授業の進め方などの状況を把握し、学校での調べ学習がより効果的に進められるよう、方策を検討する。

⑪ブックリストの配布

市立図書館では、子どもの本の利用を促すため、新学期の5月第2週には小・中学校の新1年生を対象にブックリストを作成し配布してきた。

また、夏休み前の7月第2週には図書館からの行事等のお知らせ、学年別のお薦め本の紹介、マナーを含めた図書館の利用方法等を掲載したものを全児童・生徒に配布するとともに、平成17年度には幼児から中学生向けの「推奨図書100さつ」を選定し、お薦めしたい本として市内の子どもたちに啓発を進めてきた。

今後も、ブックリストの配布を通し、子どもの読書活動の推進を図る。

⑫出張おはなし会（ふれあい講座・ボランティア）

市立図書館児童担当職員が学校等へ出張し、「おはなしの世界へようこそ」という内容で子どもたちに読み聞かせを行う出張おはなし会を市のふ

れあい講座として実施してきた。

また、図書館ボランティア「もりのなか」や学校ボランティアによる、「素話」や「絵本の読み聞かせ」なども行っている。

今後は、子どもたちに本との出会いや興味、関心を高めるきっかけづくりとなるよう出張おはなし会の充実に努める。

⑬学校図書館司書・市立図書館児童担当職員連絡調整会議

団体貸出やブックトリップ等の事業を円滑に行えるよう、毎月1回、学校図書館司書と市立図書館児童担当職員との連絡会議を行っている。

学校からの調べ学習の依頼や図書館見学、ブックトリップなどに関する学校との事前の打合せにより、その連携効果を図ってきた。

今後、協議内容によっては各学校の司書教諭（学校図書館担当教諭）や学校教育課職員に呼びかけ、その効果を図っていく。

⑭よむよむ便

図書館では、各小学校へ団体貸出用の本をセットとして、テーマごとに組み合わせた「よむよむ便」を定期的に配達し、「朝の読書」時間などの活用を図ってきた。

また、中学校には市立図書館の団体貸出用の本の中から、中学生向きの読物を中心とした本のセットを「中学校よむよむ便」として、希望により貸出をしている。

今後は、「よむよむ便」の活用が広がるように、その啓発と普及に努める。

⑮団体貸出

現在、市立図書館では、市内の学校、官公署、社会教育関係団体、法人等に図書の貸出ができるが、その多くは学校に貸出を行ってきた。

その内容は、学校からの申込みにより各教科や学校行事等に関連する本を希望日まで貸出するものから、学校等で活動されているボランティア団体等に、大型絵本や団体貸出用図書の貸出を行うものまでである。

今後は、学校以外の学童クラブや保健センターなどの子どもと親が集う施設への団体貸出についても積極的な働きかけを行い、その利用に繋がられるように、その啓発と子どもの読書環境の整備に努める。

⑯学校訪問

学校訪問は、平成17年度から各小学校の1年生を対象に、市立図書館児童担当職員が学校司書とともに、各クラスを訪問し、「本の選び方」や「図

書館の利用の仕方」，「素話」や「絵本の読み聞かせ」等を通して，読書の大切さや楽しさを伝えられるように実施してきた。

今後この事業を通して，市立図書館や学校図書館を身近なものとして捉えられるように実施する。

⑰児童資料の充実

子どもの読書活動を推進していくため，児童資料の整備の重要性に鑑み市立図書館の児童資料は，長年読み継がれてきた絵本や子ども時代に読んでほしい読み物を中心として，「推奨図書100さつ」など良質の児童書を多く整備してきた。

今後は，児童資料の充実を図るために，市立図書館で所蔵のない児童資料については千葉県内の図書館間相互協力等の活用も含めて，その充実に努める。

⑱児童担当職員の資質向上

子どもの読書活動の推進を図るため，児童サービスを担当する職員の資質の重要性に鑑み，その専門性を高めることから，児童担当職員を研修へ積極的に参加させ，「絵本の読み聞かせの仕方」や「素話」，「ブックトーク」など資質の向上を図ってきた。

今後も千葉県や専門図書館等で実施している研修等に児童担当職員を積極的に参加させ，研鑽を重ねることで児童サービスの専門性を高め，子どもの読書活動の推進に繋げていく。

⑲学校図書館資源共有ネットワーク推進事業による各事業展開

平成16年度から18年度までの3年間，文部科学省の委嘱事業として，学校図書館と市立図書館の蔵書の共同利用のあり方及び子どもたちの読書活動推進のための様々な調査研究を行ってきた。

今後は，本事業によるネットワークを一層充実させ，子どもの読書活動の推進に努める。

(3) 公民館や学童保育などにおける子どもの読書活動の推進

<施策のねらい>

子どもから大人まで多くの市民が利用する施設に児童書などを用意し，子どもに読書に親しむ機会を提供する。

<施策の方向>

富里中央公民館や子育て支援センターなど子どもと保護者が集まる施設や機会を利用して、児童向けの図書を配架し子どもの読書活動の推進に努める。

【事業展開】

①こうみんかんサルビア文庫での児童書の提供

富里中央公民館ロビーに設置した「こうみんかんサルビア文庫」での蔵書を整備し、子どもが読書に親しむ機会となるよう児童書の整備に努める。

②保健センター健康診査時の児童書の絵本等の提供

保健センターが実施している小さい子ども向けの健康診査時に子どもが心穏やかに健康診査を受け、子どもが読書に親しむ機会として利用できるように絵本や年少向けの児童書の提供に努める。

③学童保育などでの読書の推進

学童保育などに絵本や年少向けの児童書を提供し、子どもが読書に親しみ自主的な読書活動をしていけるように、読書環境の整備に努める。

④子育て支援センターでのわらべうたと絵本の親子おはなし会

市立図書館では、子育て支援センター（平成18年8月開設 社会福祉課担当）において、毎月第3木曜日に主にブックスタート年齢（4か月児）以上の乳幼児を対象に、親子で楽しむおはなし会を実施している。

今後も、わらべうたや手遊びを含めた絵本の読み聞かせを通して、子供たちには読書の楽しさを、保護者にはその大切さを伝えていく。

（4）ボランティアとの連携・支援

<施策のねらい>

市立図書館では、地域に住む一人ひとりの子どもが読書を楽しめるように本の読み聞かせボランティアの育成・活用に努めるとともに、地域の知識・技能を有する人に図書館活動への参加を促していく。

<施策の方向>

ボランティアとの連携・支援を通して、子どもの読書活動の推進や市立図書館・学校・地域との協働による子どもの読書環境の整備に努めるとともに、ボランティア活動の機会提供やボランティアの資質の向上に努める。

【事業展開】

①ボランティアの育成・活動の場と機会の提供

市立図書館では、開館以降、図書館ボランティア「もりのなか」を育成してきた。現在、保健センターを会場として実施しているブックスタート事業では、乳児健康診査時の親子を対象に絵本の読み聞かせ等をボランティアの協力により実施してきた。また、市内小学校・学童クラブへの出張おはなし会なども市立図書館・学校図書館との連携により行っている。

今後は、ボランティアの活動の場を広げ、子どもの読書環境の整備に繋がるようその活動を推進する。

②図書館ボランティア「もりのなか」勉強会

平成15年度実施の「絵本の読み聞かせ講座」（図書館主催）を修了した人で構成される図書館ボランティア「もりのなか」と市立図書館児童担当職員、学校図書館司書で毎月1回「絵本とおはなしの勉強会」を行ってきた。

今後はわらべうた等についても学び、より多くの子どもの本と結びつけるために、市立図書館・学校・ボランティアが連携し、子どもの読書活動推進の取組等の情報を収集・提供し、子どもの読書環境整備の方途を検討する。

③団体貸出

現在、市立図書館では、市内の学校、官公署、社会教育関係団体、法人等に図書の貸出ができるが、その多くは学校に貸出を行ってきた。

その内容は、学校からの申込みにより各教科や学校行事等に関連する本を希望日まで貸出するものから、学校等で活動されているボランティア団体等に、大型絵本や団体貸出用図書の貸出を行うものまでである。

今後は、学校以外の学童クラブや保健センターなどの子どもと親が集う施設への団体貸出についても積極的な働きかけを行い、その利用に繋がられるように、その啓発と子どもの読書環境の整備に努める。

(5) 学校等における子どもの読書活動の推進

<施策のねらい>

学校は、児童生徒の読書活動を推進し、読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。楽しんで読書しようとする態度や読書に親しみ、ものの見方や考え方を広げようとする態度を育てることが大切である。

そのため、子どもの読書習慣の確立や読書指導の充実を図る。

<施策の方向>

多くの学校で実践されている「朝の読書」や「読み聞かせ」などの取組を一層推進できるように市立図書館は、学校図書館と連携を図り、児童生徒が学校図書館を積極的に活用しようとする意欲や態度の育成、子どもの読書活動の支援・推進を図る。

その一環として、子どもが読書に親しむための機会の提供や子どもの自発的な学習活動のための資料の充実、教職員や学校図書館司書の読書指導等の資質向上を図る。

【事業展開】

①学校図書館資源共有ネットワーク推進事業による各事業展開

平成16年度から18年度までの3年間、文部科学省の委嘱事業として、学校図書館と市立図書館の蔵書の共同利用のあり方及び子どもたちの読書活動推進のための様々な調査研究を行ってきた。

今後は、本事業によるネットワークを一層充実させ、子どもの読書活動の推進に努める。

②学校図書館支援センター推進事業

市立図書館と学校図書館は開館以来、市内の小・中学校の蔵書のデータベース化及び学校図書館、市立図書館とのネットワーク化を進めてきた。

児童生徒の読書活動の他、調べ学習等を支援していくための学習センターとしての役割を学校図書館の機能として充実させていけるよう様々な事業を通して子どもの読書活動の推進に努める。

③障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、各学校と協力し障害

の程度に応じた読書環境の工夫，読書時間の設定，教職員・図書館司書による「読み聞かせ」や「ブックトーク」の読書活動の推進に努める。

また，市立図書館では児童担当職員が学校を訪問し，大型絵本や手遊びなどを通して，子どもたちが本や昔話の世界を体験できる機会を提供するとともに，市立図書館での見学会や調べ学習への支援に努める。

④学校図書館司書・市立図書館児童担当職員連絡調整会議

団体貸出やブックトリップ等の事業を円滑に行えるよう，毎月1回，学校図書館司書と市立図書館児童担当職員との連絡会議を行っている。

学校からの調べ学習の依頼や図書館見学，ブックトリップなどに関する学校との事前の打合せにより，その連携効果を図ってきた。

今後，協議内容によっては各学校の司書教諭（学校図書館担当教諭）や学校教育課職員に呼びかけ，その効果を図っていく。

⑤幼稚園や保育園における子どもの読書活動の推進

幼稚園や保育園における子どもたちが，本に親しみ自ら進んで読書に取り組んでいけるよう，幼児向けの本の紹介や読み聞かせボランティアを活用した「おはなし会」の実施に努める。

⑥児童生徒の読書習慣の確立

小中学校の児童生徒が本に興味関心を深めるよう，各校の学校図書館環境を整備していくとともに，全校一斉の朝読書の実施等，児童生徒の読書活動の習慣化を図れるよう支援する。

⑦学校関係者の意識の高揚

学校図書館担当職員向けの研修会を開催することにより，教職員の資質向上を図るとともに，担当職員連絡会議の内容を各校へ広めていくことで教職員の意識の高揚を図る。

⑧家庭・地域との連携による読書活動の推進

学校図書館の現状や学校における読書活動の様子等，保護者・地域に情報発信していく一方，読み聞かせや本の修理などの図書ボランティアとして，家庭・地域からの協力を得て，学校・家庭・地域が連携しながら，子どもたちの読書活動を支援する。

2 子どもの読書環境の整備・充実

(1) 地域における子どもの読書環境の整備

<施策のねらい>

子どもの読書活動を推進するためには、身近に自由に読める多くの良書と読書の楽しさを伝えてくれる人材の育成が必要である。そのためには、図書館が中核的な役割を果たし、児童サービスの充実を図ることが重要である。

平成18年9月に開室した浩養小学校市民図書室を活用し、地域による子どもの読書活動の推進及び子どもの読書環境の整備に繋げていく。

<施策の方向>

市内の子どもに対するサービスの向上を図る観点から、浩養小学校市民図書室の児童資料の充実やおはなし会などの児童への直接サービスを推進する。

また、地域にある学校への調べ学習や総合的な学習支援を行なうとともに地域の子ども会等への団体に貸出等の支援を図る。

【事業展開】

①浩養小学校市民図書室の児童資料の充実

平成18年度に開室した浩養小学校市民図書室は、長年読み継がれてきた絵本や子ども時代に読んでほしい読み物を中心として、「推奨図書100さつ」など良質の児童書を多く整備してきた。

市立図書館では子ども会育成者を対象としたパネルシアター等の実技研修会や地域の人を対象としたおはなし会等を実施するとともに、子ども会行事には大型絵本などの貸出を行って、その関心を高めている。

今後は、児童資料の充実を図るために、図書館で所蔵のない児童資料については千葉県内の図書館間相互協力等の活用も含めて、その充実に努める。

②児童資料の充実

子どもの読書活動の推進を図るため、児童サービスを担当する職員の資質の重要性に鑑み、その専門性を高めることから、児童担当職員を研修へ積極的に参加させ、「絵本の読み聞かせの仕方」や「素話」、「ブックトーク」など資質の向上を図ってきた。

今後は、児童資料の充実を図るために、市立図書館で所蔵のない児童資料については千葉県内の図書館間相互協力等の活用も含めて、その充実に努める。

③児童への直接サービスの充実

市立図書館では、毎週土曜日の午後2時から児童コーナーの「おはなしの部屋」で4歳以上の子どもを対象とした「読み聞かせ」や「素話」を行ってきた。

また、これ以外にも「なつ・ふゆのおはなし会」や「子ども読書の日おはなし会」、「ふれあい講座おはなし会」、「図書館見学」等を行っている。

今後、児童サービスの充実を図るため児童書の選定や児童コーナーの整備、児童書に関する相談、本の団体貸出等あらゆる機会を通してサービスの提供を行い、子どもの読書活動を推進する。

④調べ学習や総合的な学習への支援

学校における総合学習の時間が始まって以降、様々なテーマを調べるために来館する子どもが増加傾向にある。

調べ学習においては、市立図書館が有効に利用されるように市内の各小・中学校との連携を図るとともに、今後も支援が図れるよう体制整備に努める。

⑤児童担当職員の資質向上

子どもの読書活動の推進を図るため、児童サービスを担当する職員の資質の重要性に鑑み、その専門性を高めることから、児童担当職員を研修へ積極的に参加させ、「絵本の読み聞かせの仕方」や「素話」、「ブックトーク」など資質の向上を図ってきた。

今後も千葉県や専門図書館等で実施している研修等に児童担当職員を積極的に参加させ、研鑽を重ねることで児童サービスの専門性を高め、子どもの読書活動の推進に繋げていく。

(2) 学校図書館等の整備・充実

<施策のねらい>

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場であるとともに、児童生徒の知的活動を増進し、興味・関心等を引き起こし、児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援する学習情報センターとしての機能が求められている。そのため、学校図書館の機能の充実に向けた環境整備や児童生徒の多様な興味・関心に応える魅力的な図書資料を整備・充実を図る。

＜施策の方向＞

学校と市立図書館が連携し、発達段階に応じた本の選書や調べ学習に係る本の団体貸出などを行い、子どもが安心して本に触れることができるような環境整備を図る。

【事業展開】

①職員等の資質の向上

学校図書館の機能充実を図るため、学校司書教諭、学校図書館担当教諭、学校図書館司書等を対象に、子どもたちへの絵本の「読み聞かせ」の仕方や「素話」、「ブックトーク」などの研修を行うとともに、学校図書館ボランティアを対象に「本の修理講習会」を行い、職員等の資質の向上を図ってきた。

今後も、学校図書館担当教諭等が自校の図書館教育の中核的な存在としての役割を果たせるよう、研修の充実を図り担当教諭としての専門性を高められるよう支援を行う。

②情報化の推進

各小・中学校では書誌情報データ（バーコード）を整備し、コンピューターシステムを導入することで、貸出・返却や蔵書点検等の管理がより使いやすく又、便利で迅速に処理することが可能となった。

また、学校と市立図書館とのネットワークの構築により、蔵書検索や学校から団体貸出用図書の前予約が可能となり、より便利になった。

今後は、情報化の推進を通して学校図書館と市立図書館の蔵書情報の共有化や共同利用の推進を図る。

③ボランティアの活用・推進

学校ごとに保護者からボランティアを募り、本の修理や蔵書点検に協力を賜った。また、図書館ボランティア「もりのなか」や読み聞かせボランティアが読書週間中や学校の朝の読書時間に「素話」や「絵本の読み聞かせ等」を行っている。

今後、学校としても子どもたちの読書活動の推進のため、ボランティアの効果的な活用について工夫していくとともに、ボランティアが活動しやすい環境を整備していく。

④調べ学習への支援

図書館への来館による調べ学習については、事前に依頼者との内容等を打合せの上、図書館研修室の利用と団体貸出用図書の提供、開架用図書への案内により対応してきた。

学校における調べ学習は、テーマ等を事前に協議の上、団体貸出として各学校に図書資料を提供しているが、学校図書館司書との連携を密にし、市内の学校間における授業の進め方などの状況を把握し、学校での調べ学習がより効果的に進められるよう、方策を検討する。

⑤学校図書館資源共有ネットワーク推進事業による各事業展開

平成16年度から18年度までの3年間、文部科学省の委嘱事業として、学校図書館と市立図書館の蔵書の共同利用のあり方及び子どもたちの読書活動推進のための様々な調査研究を行ってきた。

今後は、本事業によるネットワークを一層充実させ、子どもの読書活動の推進に努める。

⑥「推奨図書100さつ」を活かした事業展開

児童・生徒及び保護者へのアンケートをもとに学校関係者、市立図書館児童担当職員が、幼稚園、小学校低学年・中学年・高学年、中学校それぞれの時期に子どもたちに読んでほしい図書20冊を選び、市立図書館と浩養小学校市民図書室に整備してきた。

今後は、社会的評価が定まり、昔から多くの人に読み継がれてきた良書を市内の多くの子どもたちに提供できるよう、「読書カード」の作成や啓発を通して子どもたちへの読書活動を推進する。

3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

(1) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

<施策のねらい>

子どもの読書活動を推進するためには、学校、家庭、地域における様々な機会を利用して理解の促進を図ることが必要である。

「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「市立図書館開館記念日」には、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、ふさわしい事業を企画し、これを通し

てその効果を高める。

<施策の方向>

「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」、「市立図書館開館記念日」等を通して、子どもが読書活動についての関心と理解を深められるように、その啓発事業の実施に努める。

【事業展開】

①「子ども読書の日」に係る展示や「おはなし会」の実施

毎年4月23日の「子ども読書の日」には、長年、親から子に読み継がれてきた児童書を館内に展示し、記念おはなし会を開催してきた。

今後も「子ども読書の日」にふさわしい展示やおはなし会等を実施する。

②「こどもの日」の祝日開館

5月5日には祝日開館を行うとともに、平成18年度は館内に鯉のぼりを飾り、端午の節句に関する本を展示した。

今後も、「子どもの読書週間」に当たる「こどもの日」が図書館の利用が多く見込まれることや、「子どもの読書週間」と「こどもの日」の意義を考慮し、図書館の祝日開館を実施し、その啓発を図る。

③「市立図書館開館記念日」に因んだ事業の実施

市立図書館では開館記念日である3月27日に因んだ事業として、該当日又はその前後の日におはなし会を実施しその啓発を図る。

④広報紙等による理解の促進

市民への子どもの読書活動に関する情報は「広報とみさと」や市立図書館のホームページ上から、各種様々な情報提供を行ってきた。

今後も学校等との連携を図り、子どもの読書の楽しさや大切さについて保護者や子どもたちに伝えられようように子どもの読書活動の重要性を啓発する。

4 推進体制の整備

(1) 推進体制の整備

<施策のねらい>

子どもの読書活動を推進するためには、「富里市子ども読書活動推進計画」に基づき、教育委員会が中心となり関係機関、団体等の連携・協力関係を強化し、家庭、学校、地域が一体となった取組の推進を図る。

<施策の方向>

子どもの読書活動が効果的に実施できるように、読書活動推進に関する情報の収集、提供に努めるとともに、教育委員会を始めとして、図書館協議会からの意見や報告を受けて子どもの読書活動の推進体制の整備に努める。

【事業展開】

①「子ども読書活動推進計画」に基づく事業の実施

この計画に基づき、事業を推進し子どもが自主的に読書活動を推進していただけるように環境の整備を図る。

②継続的な読書活動推進のための体制整備

本計画の推進に当たっては、市立図書館と幼稚園・保育園・小学校・中学校の更なる連携を図るとともに、関係機関や地域の連携・協力を強化し、家庭・学校・地域が一体となった取組を進める。